

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金の申請受付期限の延長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請の受付期限が6月末から8月末まで延長され、求職活動要件も緩和されました。
□申請受付期限 8月31日(※)(必着)まで

☑申請受付期限までに、必要書類を担当窓口へ
※申請方法など詳細は市☎または下記へお問い合わせください。
▶地域共生課 ☎042-452-7680

マイナンバーカードの活用術

❖コンビニで証明書が取得できます ← 窓口より100円安い!

🕒午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く
📍マルチコピー機が設置されている全国の主要なコンビニエンスストア
📄住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、戸籍全部・個人事項証明書、市・都民税課税(非課税)証明書(最新年度分)
❖e-TAXなどの電子申請に使用できます
❖顔写真付き身分証明書になります

マイナンバーカード Q & A

- Q: マイナンバーカードはどうやって申請するの?
A: 郵送またはオンライン(パソコン・スマートフォン)、街中の証明写真機から申請できます。
- Q: コンビニでは窓口と同じように全ての証明書が取れるの?
A: 住民票の除票、住所・本籍が西東京市でない方の戸籍全部・個人事項証明書など、一部対応できない証明書があります。
- Q: マイナンバーカードを盗まれたら、全ての情報が漏れてしまうの?
A: マイナンバーカードのICチップに記載されているのは、住所・氏名などカードに記載されている情報などで、税金や年金、受診歴などの情報は記録されません。

▶市民課
☎042-460-9820
☎042-438-4020
▶マイナンバー専用ダイヤル
☎042-460-9845

出張所窓口で申請をサポートしています(要電話予約)
●柳橋出張所 ☎0422-51-3266
●ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-421-0120

剪定枝のリサイクルにご協力を

市では剪定枝・草・落ち葉を回収しリサイクルしています。
□出し方
可燃ごみの収集日に長さ1m以内・太さ5cm以内の樹木を1回3束、3袋まで
※3袋以上、枝の直径が5cmを超える場合は下記へご相談ください。
□注意点
●木材などは回収不可(可燃ごみま

たは粗大ごみへ)
●たばこの吸い殻、ビニールひも、紙類やレジ袋などを混入させない
●集合住宅・戸建て住宅問わず、園芸業者・造園業者などに依頼して大量に出た剪定枝・草類は処理費用を含めた契約をする
●土砂類は回収不可(処理業者を紹介しします。)
▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

令和4年度住民税非課税世帯も 臨時特別給付金の対象となります!

非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象となる条件が6月1日から変更となり、④の世帯が追加されます。④の世帯には、市から「確認書」を6月30日に発送しましたので、必ずご確認ください(ただし、世帯

の中に令和3年12月11日以降転入された方または令和4年度の住民税が未申告である方がいる世帯には発送していません。ご自身で申請が必要となります。
※①～④は重複して受給できません。

基準日	対象要件	支給額
令和3年12月10日時点で本市に住民登録がある世帯で	①世帯員全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯 ②生活保護を受給している世帯(医療扶助等の単給を含む)	1世帯あたり一律で10万円
申請時点で本市に住民登録がある世帯で	③令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	
令和4年6月1日時点で本市に住民登録がある世帯で	④①～③で受給対象となっていない世帯のうち、世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	

※いずれも世帯の全員が課税者に扶養されている場合は対象外
※申請方法など詳細は市☎または下記までお問い合わせください。
▶西東京市非課税世帯等臨時特別給付金担当 ☎042-452-5025

社会を明るくする運動 7月は強調月間

この運動は、法務省が主唱し、全ての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
7月の強調月間に合わせ、西東京市社会を明るくする運動実施委員会

では、市立小中学校にて、安心安全なまちづくりのため「あいさつ運動」に取り組みます。ご理解とご協力をお願いします。
🕒7月11日(月)～15日(金)
📍市立小・中学校
▶地域共生課 ☎042-420-2807

防災行政無線戸別受信機の貸与(要申請)

市では、屋外に設置したスピーカーから防災情報などを放送しており、この放送を屋内で聞くための受信機を貸与します。
気象状況や周辺環境により屋外スピーカーからの放送が聞き取りづらい場合がございますので、受信機をご活用ください。
※上限に達し次第終了
※放送内容は夕方のチャイムなども含む
📍7月1日(金)から…危機管理課(防災・保谷保健福祉総合センター5階)

●7月1日(金)～14日(木)…田無庁舎1階(特設会場)
●7月15日(金)から…高齢者支援課(田無第二庁舎1階)、障害福祉課(田無庁舎1階)、総務課(田無庁舎5階)
📄在住で、過去に貸与されていない方
📄本人確認書類(運転免許証・保険証など)
※申請書は、各窓口・市☎で配布
※申請者と使用者が異なる場合は、使用者の本人確認書類などの写し
▶危機管理課 ☎042-438-4010

特別児童扶養手当の申請

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。

📄20歳未満の、中・重度障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者
※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。

□支給制限
児童が福祉施設などに入所している場合や児童が障害年金などを受給している場合は該当しません。

□手当の支給月
申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分

□支給金額(月額) 単位:円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万2,400	3万4,900

□所得制限
請求者本人および同居の配偶者等の所得制限(別表1、2参照)があります。所得制限を超えますと、手当の支給が停止します。

□注意
手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表1 令和4年度特別児童扶養手当所得制限限度額表 (令和3年1月1日～12月31日の所得:令和4年8月～令和5年7月分の手当に適用) 単位:円

扶養親族の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6,000	628万7,000
1人	497万6,000	653万6,000
2人	535万6,000	674万9,000
3人	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万	1人につき加算21万3,000
16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族	1人につき加算25万	
老人扶養	1人につき加算10万	1人につき加算6万※

※配偶者などの老人扶養加算は、扶養親族が老人扶養のみの場合は、2人目からの加算となります。

■別表2 所得から控除できる額 単位:円

種別	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万
障害・勤労学生控除	27万
特別障害者控除	40万
寡婦(夫)控除	※27万
ひとり親控除	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額

※配偶者は寡婦(夫)控除なし